

西東京市社会福祉協議会ホームページバナー広告取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人西東京市社会福祉協議会（以下「社協」という）が維持管理するホームページに、民間事業者等のバナー広告を掲載する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(バナー広告掲載の基本原則)

第2条 バナー広告の内容は、本会のサービス利用者及び会員にとって有用と思われる商品・サービス・情報、又は広く公共に利すると思われる商品・サービス・情報とし、次のことに留意しなければならない。

- (1) 公正で誠実なものであること
- (2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること
- (4) 品位を保ち、真実を伝えるものであること
- (5) 広告関連法規及び社会秩序を遵守するものであること

(バナー広告掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当するバナー広告は、掲載しないものとする

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治活動、選挙・宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (6) 全各号に掲げるもののほか、掲載するバナー広告として会長が不適當であると認めるもの

2 前項に規定する広告掲載の範囲に関する取扱いについては、「社会福祉法人西東京市社会福祉協議会 印刷物等に関する有料広告取扱規則」を準用する

(バナー広告の規格等)

第4条 バナー広告の規格及び掲載位置並びに掲載期間等については、以下の通りとする

大きさ	縦 50 ピクセル×横 220 ピクセル
データ形式	JPEG または GIF（静止画とすること）
掲載位置	当会ホームページトップページ
期間	広告開始～当該年度末

(バナー広告の掲載方法等)

第5条 バナー広告の掲載は、当会へ一定額(20,000円)以上の寄附を行った団体、法人等が掲載を希望する場合に掲載申請を行うことができるものとする

(広告の申請)

第6条 広告掲載を希望する者は、「西東京市社会福祉協議会ホームページバナー広告掲載依頼書」(様式1)により、当会会長に申請を行うものとする

2 会長は、広告の内容や使用の変更など必要な条件を付すことができる

(バナー広告掲載内容等の審査)

第6条 広告掲載内容や広告主に関する審査については、この要綱に基づき、会長が行い、掲載の可否を判断することとする

(2) 掲載許可については、(様式2)をもって通知する

(事務局)

第7条 事務局は、本会総務課に置く

(雑則)

第8条 この要綱の実施に関し、必要な事項は、会長が定めるものとする

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年8月5日から施行する